

倉吉市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月30日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市規則第9号

倉吉市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

倉吉市長の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年倉吉市規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報告書の閲覧) 第10条 略 2 条例第5条第2項の規定による報告書の閲覧は、 <u>市長が指定する場所</u> において、執務時間中に行なければならない。 3～6 略	(報告書の閲覧) 第10条 略 2 条例第5条第2項の規定による報告書の閲覧は、 <u>総務部総務課</u> において、執務時間中に行なければならない。 3～6 略

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。